

茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和３年３月、令和６年３月 一部改定

第１ 基本的な考え方

本方針は、県総合計画の重点施策である「儲かる農業」の実現を推進する協同農業普及事業を展開するため、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき定められた協同農業普及事業の運営に関する指針（令和 2 年 8 月 31 日農林水産省告示第 1693 号、以下「運営指針」という。）、及び協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 生産 1005 号農林水産省生産局長通知、一部改正 令和 4 年 6 月 17 日付け 4 農産第 1220 号）を基本として、中長期的な視点に立って本県農業の目指す姿を明らかにした「茨城農業の将来ビジョン」（令和 5 年 5 月 30 日策定）を踏まえ、本県において重点的に取り組むべき課題と、その解決に向けた具体的取組や普及指導活動の方法等について示すものである。

本県は農業産出額全国第 3 位（2021 年）、東京都中央卸売市場青果物取扱高 20 年連続日本一（2023 年）であるなど、農業県として首都圏への重要な食料供給基地となっている一方、販売農家 1 戸当たりの農業所得は全国第 9 位（2022 年）で、さらなる農業所得の向上を図る必要がある。

そのためには、農業者が収益性の高い経営を展開し、得られた利益を事業の多角化などの新たな試みに再投資し、更なる経営改善を図る「好循環」を実現する手段として協同農業普及事業を位置付け、展開することが重要である。

事業の展開に当たっては、「選択と集中」の考え方の下、普及指導活動の対象とする農業者及び経営改善に向けて取り組むべき課題を明確にした上で、経営と生産の両面において常に P D C A サイクルを回しながらスピード感を持って取り組む。

第２ 普及指導活動の課題と方法

１ 重点的に取り組むべき課題とその解決に向けた具体的取組

（１）重点的に取り組むべき課題

◎ 経営者マインドをもってチャレンジする人材の育成確保

個々の農業者が経営の収益性を高め、儲かる農業を実現するため、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を選択し、P D C A サイクルを回して不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者を育成・確保する。

（２）課題解決に向けた具体的な取組

① 産学官が連携した学びの場であるいばらき農業アカデミー等を活用した経営者マインドの醸成

経営管理や生産技術に関する総合的な学びの場である「いばらき農業アカデミー」を開設

し、民間コンサルタントや農機具メーカーなどの産業界や農研機構、大学などの学術部門と連携して、経営発展を目指す意欲ある農業者を対象に経営者マインドの醸成を図る。

その際、普及指導員は、個々の農業者の経営の発展段階に応じて受講すべき講座を適切に選択した上で積極的に受講を促すとともに、「経営スタートアップ講座」や「女性農業経営者育成講座」、「リーダー農業経営者育成講座」については、受講中に農業者自らが策定した経営改善計画の目標達成に向けて、受講後も継続的な支援を行う。

② 経営改善、雇用環境の整備及び経営継承の円滑化に向けた法人化の推進

経営発展を目指す意欲ある農業者を対象に経営診断を行い、その診断結果を基に経営改善に必要な課題について農業者と認識を共有した上で、課題解決に必要な技術・経営情報や活用可能な支援事業等の情報提供を行う。

その際、経営管理の高度化や6次産業化等による経営の多角化については、農業参入等支援センターや茨城農山漁村発イノベーションサポートセンター等の専門家と協働して支援に当たる。

特に、事業の高度化や多角化を志向する農業者に対しては、経営管理能力や対外信用力の向上による経営改善効果はもとより、社会保険の加入などによる雇用環境の改善、計画的な人材育成による経営継承の円滑化が期待される農業経営の法人化を推進する。また、農業者が福祉分野との連携にも取り組むことで障害者を農業現場での貴重な働き手として活用できるよう支援する。

③ 資源循環型農業の推進及び生産体制の確立

持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、有機農業の取組拡大や堆肥等の有効活用、環境負荷軽減の取組等を行う農業者を支援することにより、農産物の付加価値化による収益性の高い農業の実現を目指す。

特に、資源循環の取組と高付加価値化を両立する有機農業では、生産技術の実証・普及や農業法人等が参入するモデル団地の育成、耕畜連携による地域循環モデルの確立等により本県産有機農産物の供給量の増大を図る。また、生産や流通等の関係者参画の下、指導人材の育成、販路拡大に向けたブランド化、集荷拠点の構築による効率的な物流への転換等を支援する。

④ スマート農業の推進による生産現場における技術革新の支援

デジタル技術や調査データを活用したDXの取組を促進し、データ駆動型農業への転換により、超省力・高品質・高収量生産を実現するスマート農業の普及を推進する。

スマート農業の導入に当たっては、費用対効果に基づく経営改善計画の策定や導入した先端技術の効果検証、導入技術を十分に活用できる人材の育成等を支援する。

⑤ 農地の集積・集約化等持続的な営農環境の整備に向けた取組への支援

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を支援するとともに、農地中間管理事業の活用を推進することで農地の流動化を促進し、担い手への農地の集積・集約化、農地の耕作条件の改善を支援する。また、鳥獣被害にあたっては、農作物への被害防止に向けた取組を支援する。

⑥ 大規模稲作・水田複合経営体の育成

稲作経営における所得向上を実現するため、水田の畑地化が可能な地域では高収益作物等への転換を推進する。また、気候変動に対応する高温耐性、病害抵抗性等の品種導入を支援する。

スケールメリットを活かせる生産性の高い経営体の育成において、特に、経営面積 100ha 超（粗収入 1 億円超）を目指す大規模稲作経営体の育成に当たっては、規模拡大に応じた経営計画の策定支援をはじめ、高密度播種育苗や直播等の省力化技術の活用、作業時期の分散効果が期待できる品種の選定、関係機関と連携の下、農地の集積・集約や大区画圃場で事業環境の整備によるスマート農業の導入を支援する。

一方、国内の米需要の減少傾向を踏まえ、大規模経営が困難な水田地帯では高付加価値化のため良食味米や有機栽培米等の特色ある米づくりを振興する。

⑦ 大規模露地園芸・施設園芸経営体の育成

園芸品目における規模拡大に必要な農地の紹介や機械・施設の導入等生産性の向上、高温や干ばつ等の気候変動に対応する栽培管理技術等を指導し、販売金額 1 億円超を目指す大規模露地園芸・施設園芸経営体を育成する。

露地園芸においては、気象条件による生産や消費の影響を受けやすく、販売価格が不安定であるため、契約取引や消費者との直接取引等、多様な販売に取り組む経営体に対し、これに対応できる生産方式（品種、品質安定対策、出荷予測技術等）の導入を支援する。

また、施設園芸においては、近年激甚化する気象災害に備え、県農業用ハウス災害被害防止マニュアルに基づく指導と支援制度の活用による農業用ハウスの強靱化を積極的に促す。

⑧ 需要の伸びが期待できる品目等の導入や海外市場のニーズに対応した生産体制の構築

社会経済情勢や消費動向の変化を的確に捉え、かんしょや海外依存度の高い麦・大豆・飼料作物等の戦略作物等、需要の伸びが期待できる品目の作付拡大を積極的に支援する。

また、かんしょや米等の輸出重点品目、メロンやイチゴ等の今後の輸出拡大が期待される品目の販路拡大に当たっては、成長する海外市場への展開を進める上で生じる課題解決のため、輸入側が求める商品づくりとして、国際水準 G A P の取組や品質保持技術の確立、輸出

先国の規制対応等、海外市場のニーズに対応した生産体制の構築を支援する。

⑨ 6次産業化の取組及び農産加工品の販路開拓等への支援

農業経営における加工・販売事業の導入や、農業者と食品産業分野との連携による農産物加工の取組を支援することにより収益性の向上を図る。

また、干し芋や米加工品等、県内各地で製造される農産加工品の高付加価値化や新たな販路開拓等に取り組む農業者や参入経営体に対して商品開発や事業計画の作成等を支援する。

2 普及指導活動の効果的、効率的な実施

(1) 対象を絞った重点活動の実施

普及指導活動は、産地や地域の課題解決を目的とする従来の活動を残しつつも、冒頭に記載した『『儲かる農業』の実現を推進する協同農業普及事業』という考え方の下、自ら将来のビジョンを描いて、その実現に向けた活動を進める意欲ある農業者を対象とするものに軸足を移し、経営開始前を含め経営の発展段階に応じた支援を実施する。

特に、農林事務所他部門や関係機関と連携を密にして、農地が適切に利用されることで集積・集約化に向けた取組を推進する「地域計画」との整合を図りながら、地域の中核となる担い手の育成を図る。

また、選択と集中の考え方の下、地域の実情を踏まえながら、需要の伸びが期待できる品目に対する生産技術面の実証・確立を支援する。

(2) 普及指導計画の策定とPDCAによる普及指導活動の効果的展開

農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）は、本実施方針に定める普及指導活動を計画的に行うため、農業改良普及指導計画（以下「普及指導計画」という。）を策定する。

普及指導計画は、県総合計画に掲げる「儲かる農業」を実現するため、意欲ある農業者を対象として重点的に行う普及指導活動と、産地や地域全体の課題解決に取り組む従来の普及指導活動とに区分し、単年度ごとに定めるものとする。

普及センターは、普及指導計画に定めた普及指導課題の課題解決の取組及びその結果について内部評価を実施し、農業技術課と専門技術指導員室は、その評価結果を農業者の代表や学識経験者等による外部評価委員会に諮ることにより普及指導計画の客観的な視点における評価を得るとともに、専門技術指導員室は普及指導計画の進捗管理を行う。

普及センターは、地域の関係団体や農林事務所他部門と調整を図りながら、専門技術指導員室の支援の下、上記の評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映させ、PDCAに基づき不断の検証・見直しを行いながら、迅速かつ実効性のある普及指導活動を実施する。

(3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

新規就農者を含めた担い手の育成・確保や、スマート農業等の革新的技術の導入促進に当たっては、県が認定する農業経営士、女性農業士、青年農業士や、県内外の法人経営者など、豊富な知識と経験を有する先進的な農業者を積極的に活用する。

また、農外から経営体が参入する場合は、参入経営体への技術支援と併せて、地元農業者との交流・情報交換を促進することにより、地元農業者の生産技術や参入経営体の販路を互いが共有し、相乗効果を引き出すことで 両者の経営発展を促す。

(4) 試験研究機関・民間企業との連携強化

① 試験研究機関との連携強化

試験研究の課題設定や内容を企画する段階から普及指導員が参画することにより、生産性や付加価値の向上が期待できる新技術・新品種の開発を促進する。また、普及指導員のみでは対応が困難な生産現場の課題解決や、新技術の迅速な普及に当たっては、専門技術指導員をチーム長とする、研究員や普及指導員等で構成するプロジェクトチームを組織して対応に当たる。

② I T企業等民間企業による高度な技術課題解決に有効な新技術の開発を誘導

専門技術指導員室は、ロボット・A I ・ I o T等の活用が生産現場の課題解決に有効と判断される場合には、I T企業等民間企業に生産現場の課題を伝え、新技術の開発を誘導する。

③ 農業参入等支援センター等との連携による高度な経営指導の実施

法人化による経営管理の高度化や6次産業化等による経営の多角化には、専門的で高度な経営指導が必要となることから、普及指導員は農業参入等支援センターや茨城農山漁村発イノベーションサポートセンターの専門家とともに支援に当たる。

その際、普及指導員は、経営改善指導の責任者としての役割を認識し、民間専門家等と協働した活動を、自らの経営指導力を向上させる機会として活用しながら、対象となる経営体に対し、継続的な経営発展の伴走支援を行う。

第3 普及指導員の配置と資質向上に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 普及センターの設置と普及指導員の配置

農業改良助長法第 12 条に規定する普及指導センターとして普及センターを設置し、普及指導員を配置する。配置に当たっては、地域の農業事情や社会的及び地理的条件等を考慮して、農業者の高度かつ多様な課題に効果的に対応できるよう、専門的な知識や指導力を有する人員を配置するよう努める。

(2) 専門技術指導員室の設置と専門技術指導員の配置

運営指針第5における農業革新支援センターとして専門技術指導員室を設置するとともに、高度な専門性を持ち、研究・教育・行政等関係機関との連携・調整力を発揮して、普及指導活動の支援を行い、普及指導員の資質向上を指導する者を運営指針第3第2項における農業革新支援専門員の役割を担う専門技術指導員として配置する。

専門技術指導員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 試験研究機関・教育機関・行政機関等と連携して取り組む活動の企画調整・進捗管理
- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④ 経営と生産の両面から農業者を指導できる普及指導員の育成
- ⑤ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築（先進的な農業者等からの相談・支援対応を含む。）

(3) 県立農業大学校の設置と普及指導員の配置

県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）を農業改良助長法第7条第1項第5号に規定する農業者研修教育施設として設置し、普及指導員を配置する。

配置に当たっては、教科の設定を勘案し、農業に関する高度な技術と知識をもつ普及指導員等の配置に努める。

2 普及指導員の資質の向上

本実施方針に基づく普及指導活動を展開するため、普及指導員として求められる資質を明確にし、長期的な視点から必要な人材の確保と適切な配置を行う。

(1) 普及指導員に求められる人材像

- ・ 県の施策の実現に向けた目的意識を持ち、広い視野から普及指導活動に取り組める人材
- ・ 意欲ある農業者が描くビジョンから課題を抽出し、その解決により経営発展を指導・支援できる人材

(2) 求められる資質

- ・ 新たな技術や政策等に関する幅広い知識を絶えず吸収する意欲
- ・ スマート農業等、高度な技術の導入による技術革新によって生産工程の効率化等を実現できる技術指導力

(3) 資質向上の方法

日常の普及指導活動における継続的な自己研鑽を基本としつつ、国が主催する研修を活用

した政策課題の解決や先端技術の普及に必要な知見の習得、国や県研究機関・民間等と協働して行う先端技術を活用したプロジェクトへの参画、さらには意欲ある経営体に対する普及指導活動による経営指導力の向上や農業参入等支援センターの専門家が手掛ける高度な経営指導への参画等によるOJTによりスキルアップを図る。

また、普及だけでなく、行政、試験研究、教育等様々な業務を経験するジョブローテーションを計画的に実施することで、広い視野から普及指導活動に取り組むことができる人材を育成する。

第4 農業者研修施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設である農業大学校は、就農希望者、青年農業者等に対する中核的な教育機関として、普及センターや専門技術指導員室、試験研究機関、関係機関等と連携を取りながら、儲かる農業を実現し得る経営感覚に優れた農業者を育成する。

そのため、先進的な農業者や専門家の協力の下、農業生産工程管理（GAP）やスマート農業、有機農業をはじめとする資源循環型農業に加えて、商品の生産から販売までを主体的に行う学習（経営実践プロジェクト）、さらに農業大学校の学生以外も対象とした農業機械の免許取得を目指す研修等、時代の要請に合わせた講座を設けることで、より実践的な技術・経営が学べる教育環境を整備する。

また、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を反映することで、研修教育の充実・強化を図る。

なお、十分な教育効果が得られるよう、計画的に施設や教育機材の整備拡充を行う。

付 則

本方針は、令和3年4月1日から実施する。

令和6年3月21日一部改定。